

## 「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

## ○ 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 代理店の事務の委任を受ける金融機関が、次の条件をすべて満たすこと。

イ、  
ロ、 } 略（不変）

ハ、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率（ただし、外国銀行については、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制であって当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率とする。以下同じ。）ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、イ、の申出の直前の決算期末（中間決算期末を含む。以下同じ。）において、国際統一基準（銀行持株会社については第一基準とする。以下同じ。）の適用先（外国銀行を含む。）にあつては8%以上、国内基準（銀行持株会社については第二基準とする。以下同じ。）の適用先にあつては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ニ、当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、上記ハ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略（不変）

## ○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 歳入代理店の事務の委任を受ける金融機関が、次の条件をすべて満たすこと。

イ、略（不変）

ロ、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、イ、の申出の直前の決算期末において、国際統一基準適用先（外国銀行を含

む。)にあつては8%以上、国内基準適用先にあつては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ハ、当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略（不変）

○ 4. (1) を横線のとおり改める。

(1) 歳入代理店の事務の復託を受ける金融機関が、次の条件をすべて満たすこと。

イ、  
ロ、  
} 略（不変）

ハ、当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略（不変）

○ 4. の2 (1) を横線のとおり改める。

(1) 歳入代理店の事務の復託を受ける銀行代理業者等が、次の条件をすべて満たすこと。

イ、略（不変）

ロ、当該銀行代理業者等が、金融機関の預金等の受入れおよび為替取引の代理を営むにあたり法令上必要とされる一定の財産的基礎を有すること。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、復託の申出の直前の決算期末において、国際統一基準適用先（外国銀行を含む。）にあつては8%以上、国内基準適用先にあつては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務

内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ハ、当該銀行代理業者等の経営の内容等に照らして、上記ロ、の財産的基礎の維持が困難と認められる事情がないこと。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らし、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略（不変）

○ 4. の3（1）を横線のとおり改める。

(1) 歳入復代理店の事務の復託を受ける銀行代理業者等が、次の条件をすべて満たすこと。

イ、略（不変）

ロ、当該銀行代理業者等が、金融機関の預金等の受入れおよび為替取引の代理を営むにあたり法令上必要とされる一定の財産的基礎を有すること。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、復託の申出の直前の決算期末において、国際統一基準適用先（外国銀行を含む。）にあつては8%以上、国内基準適用先にあつては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ハ、当該銀行代理業者等の経営の内容等に照らして、上記ロ、の財産的基礎の維持が困難と認められる事情がないこと。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らし、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略（不変）